

大阪府私立幼稚園等キンダーカウンセラー事業補助金交付要綱

（趣 旨）

第 1 条 私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「私立幼稚園等」という）は幼児の望ましい発達を促すとともに、多様化している保護者と地域のニーズに応えるため、家庭・地域との連携を深めながら、子育て支援の役割を果たすことが求められている。そこで府は、予算の定めるところにより、大阪府内に所在する私立幼稚園等を設置する者（以下「私立幼稚園等設置者」という。）に対し、大阪府私立幼稚園等キンダーカウンセラー事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和 45 年大阪府規則第 85 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中「知事」とあるのは「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。

（補助金の交付の対象となる私立幼稚園等設置者）

第 2 条 補助金の交付の対象とする私立幼稚園等設置者は、次の各号に掲げるものとする。

（１）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条及び附則抄第 6 条に定める私立幼稚園を設置するもの（ただし、大阪府私立幼稚園経常費補助金又は大阪府私立幼稚園教育研究費等補助金の交付を受けるものに限る）

（２）子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項に定める特定教育・保育施設を設置する学校法人（ただし、平成 26 年度に本事業の補助実績があるものに限る）

（補助事業及び対象経費）

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、私立幼稚園等が、家庭・地域との連携を図りながら、子育て支援の役割を果たすために実施する事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、私立幼稚園等が実施するキンダーカウンセラー事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。ただし、大阪府私立幼稚園経常費補助金、大阪府私立幼稚園教育研究費等補助金及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 6 項に定める地域子育て支援拠点事業に係る経費は除く。

（１）人件費

（２）教育研究経費

（３）管理経費

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は定額とし、前条第 2 項に規定する経費の額の範囲内で毎

年度別に定める額以内とする。

（補助金の交付の申請）

第5条 規則第4条第1項の申請は、次に掲げる書類により行うものとする。

- （1）補助金交付申請書（様式第1号）
- （2）要件確認申立書（様式第1号の2）
- （3）暴力団等審査情報（様式第1号の3）

2 前項各号に掲げる書類は、毎年度教育長が指定する日までに提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第6条 教育長は、前条の申請があったときは、規則第5条の規定により補助金の交付の決定を行い、補助金の交付の申請をした者に対し交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 前項の規定による通知を受け取った者は、その権利を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

（補助金の交付の条件等）

第7条 規則第6条第1項第1号の規定による軽微な変更は、補助金の額に影響を及ぼさない変更とする。

2 規則第6条第1項第2号の規定による軽微な変更は、補助金の交付の目的の達成に影響を及ぼさない変更とする。

3 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による教育長の承認を受けようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第3号）を教育長に提出しなければならない。

4 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- （1）補助金は、第3条第2項に規定する経費に充当しなければならない。
- （2）補助金の交付を受けた者は、補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、補助事業に関するすべての関係書類とともに補助事業の完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
- （3）補助事業の執行状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

（補助金の交付の申請の取下げ）

第8条 補助金の交付の申請をした者は、第6条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助金の不交付等）

第 9 条 教育長は、補助事業の執行状況が適正を欠き、補助の目的を有効に達成することができないと認めたときは、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

（補助金の交付）

第 10 条 教育長は、補助事業の円滑な遂行及び効果の増進を図るため、毎年度別に定めるところにより、規則第 5 条の規定による補助金交付決定額を概算払により交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、第 6 条の規定による補助金交付決定通知を受け取った日の翌日から起算して 10 日以内に補助金（概算払）交付請求書（様式第 4 号）を教育長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 11 条 規則第 12 条の規定による報告は、補助金実績報告書（様式第 5 号）を補助金の交付を受けた年度の翌年度の 4 月 30 日までに、教育長に提出することにより行わなければならない。ただし、補助事業を廃止したときは、廃止した日から起算して 30 日を経過した日とする。

（細則の制定）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 23 日から施行し、平成 28 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 2 日から施行し、平成 30 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 3 日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 21 日から施行し、令和 3 年度の事業から適用する。